

## 矢吹町オープンデータ推進に関する基本方針

### (目的)

第1条 本方針は、国が策定した「電子行政オープンデータ戦略」及び「官民データ活用推進基本法」に依拠する「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を踏まえ、矢吹町がオープンデータを推進する上での基本的な考え方並びに取り組みについて、その方向性を定めるものである。

### (定義)

第2条 オープンデータとは、インターネットを通じて誰でも入手可能であり、機械判読が容易な形式かつ誰でも自由に二次利用できるライセンスで公開されたデータ（営利、非営利目的を問わない）のことをいう。

### (本町の役割)

第3条 本町は、オープンデータ化により町民一人ひとりがデータ利活用の恩恵を受け、町民生活の利便性の向上が図られるよう配慮する。

2 本町のまちづくりの理念の一つである「協働のまちづくり」に基づき、町民、教育機関、企業等（以下、「町民等」という。）とオープンデータを共有することで、より一層協働の推進を図り、地域課題の解決に繋げる。

3 様々な分野でオープンデータを活用することで、ベンチャー企業等による多様な新サービスの創出に繋げ、地域経済の活性化に寄与する。

4 本町は、町民等が、町の施策について十分な分析及び判断を行うことができるよう、本町が保有しており、政策立案等に用いられたデータを公開することで、町政の透明性及び信頼性の向上を図る。

5 町政において、オープンデータ活用により得られた情報を根拠として、政策や施策の企画及び立案を行うことで、町政の高度化及び効率化を図る。

### (基本原則)

第4条 本町の保有するデータは積極的に公開する。ただし、法令及び条例等による制約がある場合を除く。

2 データ利用者が作成するアプリ及びサービスへの取り込みやデータ分析が

容易に行えるよう、機械判読に適したCSV等のデータ形式で公開することを原則とする。ただし、データ作成及び更新に係る職員の作業負荷について、可能な限り軽減するため、紙などの非デジタルデータはスキャン等の方法により、PDF形式で公開することも可能とする。

3 オープンデータは町民等の共有財産であることから、これらの活用にあたっては原則として、本町からの制限は設けない。なお、データの二次利用により第三者が損害を被った場合、本町はその責を一切負わないものとする。

(オープンデータの公開及び運用に関する基準の策定)

第5条 本町の情報をオープンデータとして公開するにあたって、適切な運用を行うため、「矢吹町オープンデータ公開・運用基準」を策定するものとする。

(推進及び管理体制)

第6条 オープンデータの推進及び管理は、矢吹町電子自治体化推進本部の下で全庁的な体制によって推進する。

(方針の見直し)

第7条 将来にわたっての技術動向や地域情勢の変化並びに国の動向を踏まえ、必要があると認めた場合には、本方針の見直しを行うものとする。

## 附 則

本方針は、決裁の日から施行する。